○国土交通省告示第百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十二月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤＩＩ－25	運行記録計　ＹＡＺＡＫＩ　ＹＡＺ　ＡＣ－eye３Ｔ	矢崎計器株式会社　東京都港区三田１丁目４番地28号

○国土交通省告示第百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十二月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2300	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ20Ａ23	ホンダ　ＤＢＡ－ＣＵ１、ホンダ　ＤＢＡ－ＣＷ１	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第百三十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十二月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1005	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　６ＵＺ１Ｘ　ＤＬＡ	吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：18.0kPa	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十二月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－93｜Ｉ Ｒ－000001	前部潜り込み防止装置　いすゞ　11　ＦＵＰＤ１－Ｊ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
Ｅ43－93｜Ｉ Ｒ－000002	前部潜り込み防止装置　いすゞ　11　〃　ＦＵＰＤ２－Ｊ	

○国土交通省告示第百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十二月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＨＣＨＲ－786	前照灯　ＫＯＩＴＯ　44－73	株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号

○国土交通省告示第百四十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2277	一酸化炭素等発散防止装置　ボルボ　Ｖ－ＬＫＧ　Ｄ13Ｈ	ボルボ　＊ＬＧ－Ｍ２Ｔ＊Ａ１（Ｄ13型原動機（最高出力324kW）搭載車に限る。）、ボルボ　＊ＬＧ－Ｍ３Ｒ＊Ｆ１（Ｄ13型原動機（最高出力287kW）搭載車に限る。）	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第百四十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月二十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｃ－179	年少者用補助乗車装置　タカタ　ＴＦＸ－30Ａ	トヨタ　＊＊＊－ＫＳＰ130、トヨタ　＊＊＊－ＮＳＰ130、トヨタ　＊＊－ＮＳＰ135、トヨタ　＊＊＊＊－ＮＳＰ131	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号

○国土交通省告示第百四十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｃ－162	年少者用補助乗車装置　タカタ　ＴＦＸ－30	スズキ　＊＊＊－ＭＦ33Ｓ、ニッサン　＊＊＊－ＭＧ33Ｓ、スズキ　＊＊－ＭＡ15Ｓ	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号

○国土交通省告示第百四十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月九日　国土交通大臣　大畠　章宏